

秦野市・伊勢原市 消防指令業務共同運用基本構想(案)



令和2年6月
秦野市・伊勢原市

目 次

	ページ
はじめに	1
第1章 消防指令業務の共同運用について	
1 国・県の消防指令業務共同化に係る推進	1
2 県内の消防広域化と消防指令センター共同運用状況	2
3 秦野市・伊勢原市の消防組織の概要について	2
4 秦野市・伊勢原市の災害件数等について	2
5 消防指令業務の共同運用とは	3
6 消防指令業務の共同運用による効果	4
第2章 共同運用の実施に向けた方針について	
1 消防指令業務共同化の運用開始日について	4
2 共同運用の運営方式について	4
3 共同消防指令センターの設置について	5
4 共同消防指令センターの費用負担について	5～6
5 共同消防指令センター整備に係る初期費用について	7
6 共同消防指令センター運用開始後のランニングコストについて	7
7 共同消防指令センターの配置人員について	8
8 消防指令業務の共同化スケジュールについて	8
参 考 消防指令業務の共同運用 Q&A	9～10

はじめに

消防行政は、高齢化の進展に伴う救急需要の増大、近年頻発する豪雨や発生が懸念される地震等の災害対応、さらに秦野市・伊勢原市においては新東名高速道路における災害・救急活動など、これまで以上に迅速かつ的確で、広域的な対応が求められています。

こうした中、消防指令業務は、消防組織法に基づき、市町村の責任において市町村が管理するものとされ、両市においても単独で消防指令システムを整備し運用してきました。

しかし、消防庁では、消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を強化する必要があることから「市町村の消防の連携・協力の基本方針」を示し、県下では、消防の指令業務の共同化が進んでいます。

平成30年11月に秦野市長、伊勢原市長による「秦野市・伊勢原市消防指令業務の共同運用に係る会議」において、両市による消防指令業務の共同運用について検討することが確認され、これまで検討を進めてきました。

その結果、消防力の効率的な運用や費用面における節減効果など、市民サービスの向上や行財政上の効果について、多くの有効性が認められました。

この基本構想は、これまでの検討を踏まえ、両市の消防指令業務の共同運用を実施する方針として策定するものです。

第1章 消防指令業務の共同運用について

1 国・県の消防指令業務共同化に係る推進

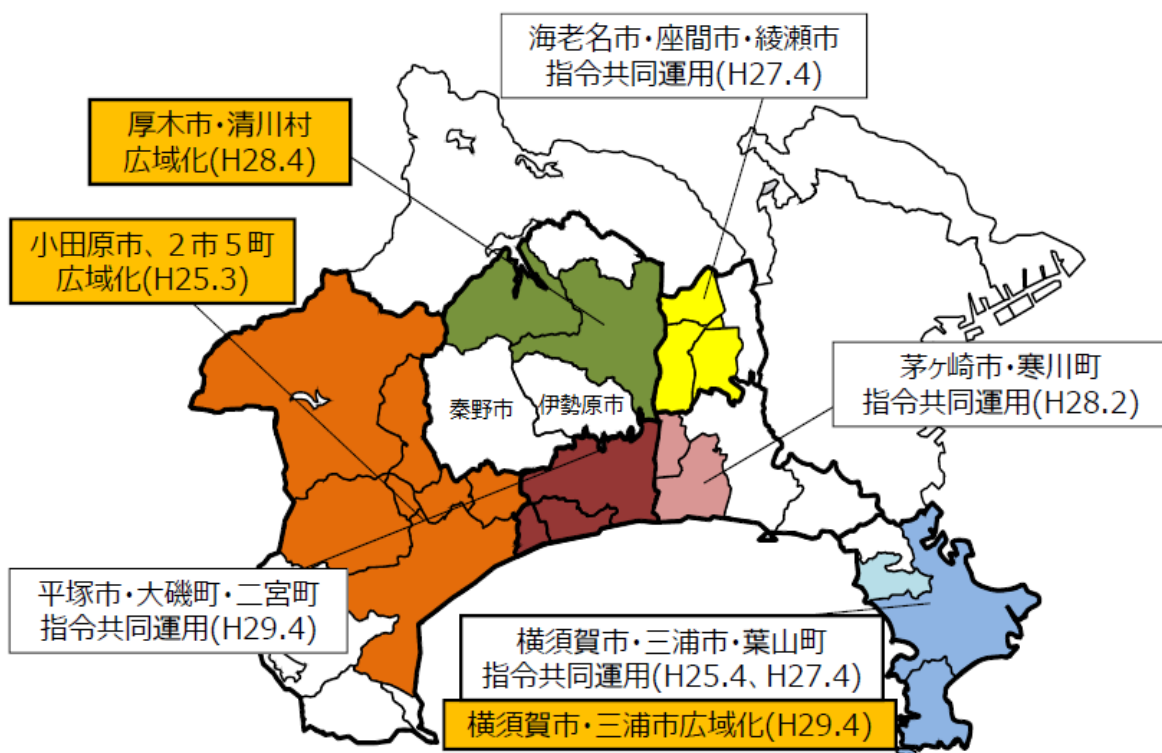
人口減少の進行により、人的、財政的な資源が限られている一方で、消防は、大規模火災、大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害等の複雑化・多様化する災害に適切かつ確実に対応し、今後も人的、財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な体制を整備・確立していく必要があります。

消防庁では、常備消防体制の整備・確立を図るため「消防の広域化」を推進してきましたが、一方で、組織の統合に向けた調整が困難であるなど、実現にはなお時間を要する地域もあり、消防事務の性質に応じた柔軟な連携・協力を強化する必要があるとされています。

消防指令業務の共同運用は、消防の広域化につながる効果が特に大きいことから、国では、共同運用を行う地方公共団体への手厚い財政支援を講じています。

また、神奈川県においても「消防の広域化」に向けたステップとして積極的な支援により、消防指令業務共同化の実現に向け取り組んでいます。

2 県内の消防広域化と消防指令センター共同運用状況



3 秦野市・伊勢原市の消防組織の概要について

令和2年4月1日現在

自治体名	管轄面積 (k m ²)	管轄人口 (人)	署 (数)	分署 (数)	職員数 (人)	車両動態管理システム 設置車両(台)		
						消防車	救急車	計
秦野市	103.76	164,498	1	4	198	11	7	18
伊勢原市	55.56	102,046	1	2	128	10	5	15
合計	159.32	266,544	2	6	326	21	12	33

※ 人口：平成27年度国勢調査確定値に毎月の住民基本台帳登録の異動を加えた推計値

4 秦野市・伊勢原市の災害件数等について

令和元年中(2019年中)

項目	秦野市	伊勢原市	合計
火災件数	26	27	53
救急件数	8,399	5,371	13,770
救助件数	97	109	206
119番件数	12,531	7,440	19,971

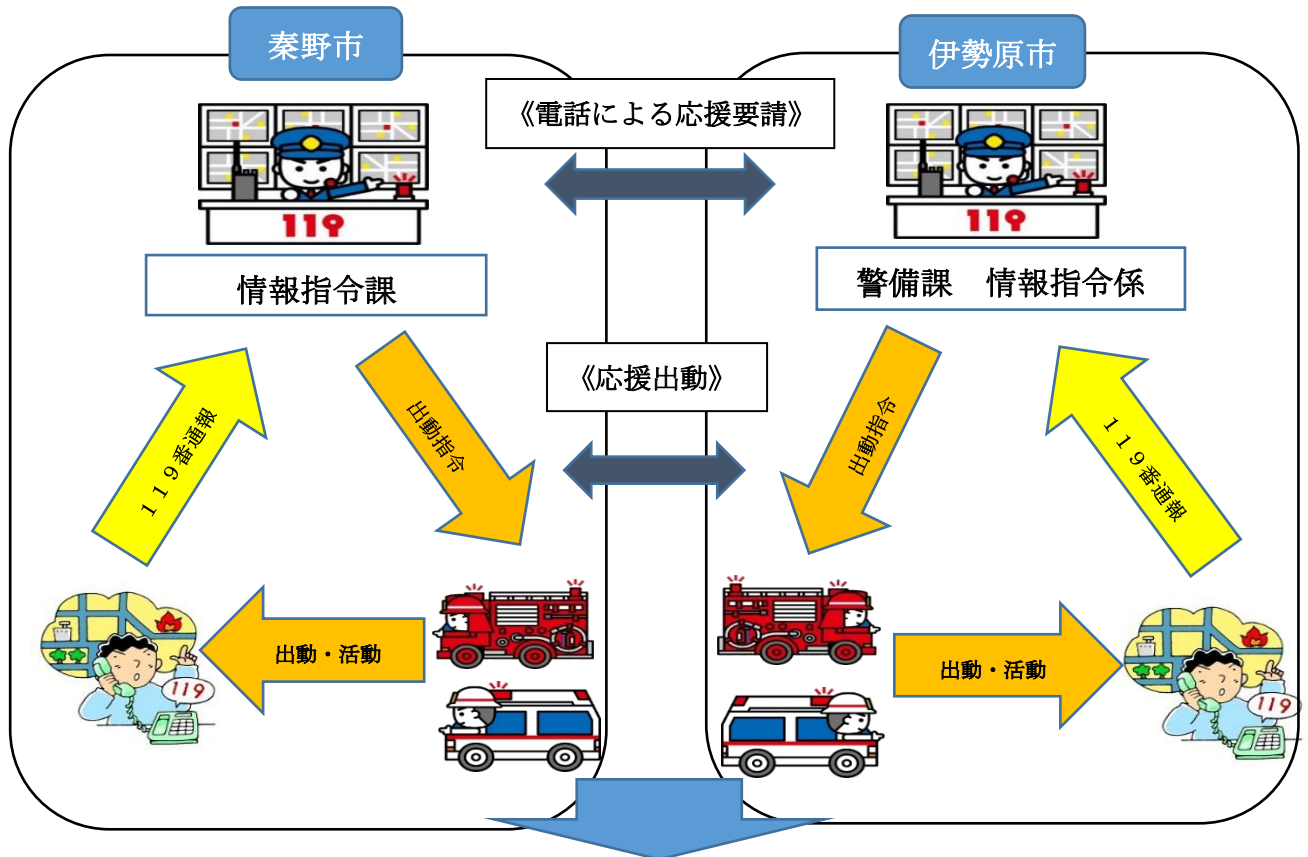
※ 伊勢原市の救助件数は、大山登山道の山岳救助を含みます。

5 消防指令業務の共同運用とは

「消防指令業務の共同運用」とは、複数の消防本部における消防指令業務を1か所の消防指令センターにおいて共同で運用することです。

(1) 消防指令業務の単独運用イメージ（現在）

※ 両市それぞれが消防指令センターで、消防指令業務を行っています。



(2) 消防指令業務の共同運用イメージ



6 消防指令業務の共同運用による効果

秦野市と伊勢原市は市域が隣接し生活圏が密着していることに加え、道路交通網が確立されており、スムーズな応援・受援体制をとることができるなど、消防指令業務の共同運用により消防活動全般において多くの効果が期待できます。

(1) 市民サービスの向上

ア 災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制の確立ができます。

イ 救急車が市外医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合など最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となります。

ウ 出動可能な隊がなくなった場合に市境に面した地域等においては、他消防本部の隊に直接出動指令を行うことが可能となります。

(2) 行財政上の効果

消防指令センターを共同で運用することで、施設整備費や維持管理費等の低減化を図ることができます。

また、指令員の効率的な配置により、体制を強化する部署への人員配置が可能となります。

第2章 共同運用の実施に向けた方針について

1 消防指令業務共同化の運用開始日について

現在、両市で運用している消防指令システムの更新予定時期は、ともに令和7年3月末日としているため、共同運用の開始時期は令和7年4月1日(2025年度)とします。

※ 一般的には、消防指令システム運用開始後5年で総合的なオーバーホール、10年で使用限界として全部更新となります。

2 共同運用の運営方式について

消防指令業務の共同運用の運営方式については、国からの通知により「事務の委託」、「機関等の共同設置」、「協議会」の3つの方式が示されています。

秦野市と伊勢原市の消防指令業務共同運用は、先行事例が最も多く、職員の身分の変更や権限の移動が必要なく、協議会として行った業務は、それぞれの市が行った業務として効力を有することなどから、協議会による運営方式とします。

※ 共同運用の運営方式は、「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」(平成17年7月15日付け 消防消第141号 消防長次長通知)によるもの

県内の消防指令業務の共同化先行事例

番号	共同消防指令センター	共同運用の運営方式	供用開始
1	横須賀市・三浦市・葉山町	協議会	平成27年4月 1日
2	海老名市・座間市・綾瀬市	協議会	平成27年4月 1日
3	茅ヶ崎市・寒川町	事務委託	平成28年2月15日
4	平塚市・大磯町・二宮町	協議会	平成29年4月 1日

※ 茅ヶ崎市・寒川町は、令和4年4月から消防の広域化を実施する予定です。

3 共同消防指令センターの設置について

消防指令業務の共同運用をする場合は、一元化した共同消防指令センターの整備が必要となります。この場合、消防指令業務共同化の運用開始（令和7年4月1日予定）までに着実に整備をするとともに、共同消防指令センターは、用地の確保や既存施設を利用し費用を抑制するという観点から、秦野市消防本部の敷地内に設置することとします。

4 共同消防指令センターの費用負担について

共同消防指令センターを整備する場合の費用負担の考え方として、人口比による方法、単独整備費に応じて負担する方法等が考えられますが、按分については両市で協議し、規約で決定していきます。

(1) 使用する設備の費用負担について

両市が共同で使用する設備（施設を含む）の整備費用については、両市で定める按分方法により費用を負担し、個々の市で使用する設備は、使用する市で全額負担することを原則とします。

(2) 共同で使用する設備の整備費用の按分方法について

整備費用の按分方法として、他市先行事例では人口による按分、構成自治体それぞれが単独で整備した場合の単独整備費割による按分、災害件数等を考慮した按分などを採用しています。

秦野市・伊勢原市の按分方法は、次のとおりとします。

ア 119番受信件数

両市における119番要請による機器負担率を考慮すること。

119番通報の年間受信件数と割合

令和元年中（2019年中）

自治体名	件数（件）	割合（％）
秦野市	12,531	62.7
伊勢原市	7,440	37.3
合 計	19,971	100.0

イ 市の責任

消防組織法に基づく市町村の責任として、消防指令体制を整備し、消防指令システムを整備すること。

ウ 負担割合の考え方

「119番受信件数」と「市の責任」という要素があり、この2つの要素の重要度は等しいものと考えます。

また、両市の119番受信件数が管轄人口に比例していることから「人口割」を用いることとし、市の責任は、それぞれの市が単独で整備する「単独整備費割」を用いることとします。したがって、共同で使用する共同消防指令センター及び設備に係る負担率は、人口割2分の1、単独整備費割2分の1とし、財政支出の適正かつ透明性を確保します。

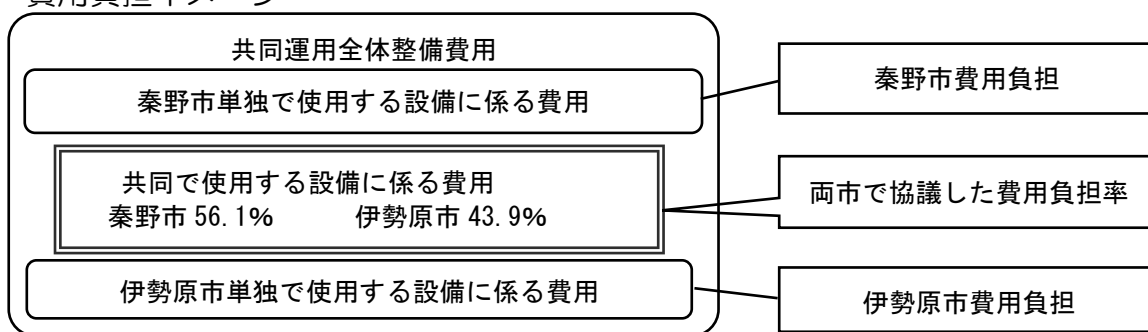
人口割50%・単独整備費割50%（試算）

按分方法		秦野市	伊勢原市	合計
人口割 (平成27年国勢調査)	人口(人)	167,378	101,514	268,892
	割合(%)	62.2	37.8	100
換算割合50%		31.1	18.9	50
単独整備費割	金額(千円)	396,040	396,040	792,080
	割合(%)	50.0	50.0	100
換算割合50%		25.0	25.0	50
費用負担率(%)		56.1	43.9	100

※1 単独整備費は国庫補助金の基準額で算定

※2 人口割については、毎年度の実績にて変更するもの

費用負担イメージ



先行都市における整備費用の按分事例

番号	協議会名称等	按分方法
1	海老名、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会	単独整備費割 100%
2	茅ヶ崎市への寒川町消防指令業務の事務委託	人口割 50%・単独整備費割 50%
3	平塚市・大磯町・二宮町消防通信指令事務協議会	人口割 50%・単独整備費割 50%
4	富士市・富士宮市消防通信指令事務協議会	人口割 50%・均等割 50%
5	尾道市・三原市消防通信指令事務協議会	人口割 100%

5 共同消防指令センター整備に係る初期費用について

共同消防指令センターの施設建設、消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備を両市が共同で整備していくことで、費用の抑制を図ります。

(1) 共同消防指令センター施設建設費用【試算】

共同消防指令センターの規模

建築面積	約400㎡
主な施設	指令室、事務室、機械室、仮眠室、食堂、トイレ等
整備費用	330,000千円

※ 事業費は、秦野市都市部公共建築課にて積算

(2) 消防指令システム、消防救急デジタル無線設備整備費用【試算】

(単位：千円)

自治体名	項目	①単独整備	②共同整備	③効果額(①-②)
秦野市	消防指令システム	1,020,000	751,740	268,260
	消防救急デジタル無線設備			
伊勢原市	消防指令システム	800,000	588,260	211,740
	消防救急デジタル無線設備			
合計		1,820,000	1,340,000	480,000

約 26.3%節減効果

6 共同消防指令センター運用開始後のランニングコストについて

消防指令システム及び消防救急デジタル無線設備については、保守委託業務及びオーバーホール等のランニングコストが発生しますが、両市で共同して整備することで、維持管理費用の削減を図ります。

消防指令システム等のランニングコスト（令和7年度から令和16年度の10年間）【試算】

(単位：千円)

自治体名	項目	単独での運用	②共同運用	効果額(①-②)
秦野市	消防指令システム	973,000	1,324,000	297,000
	消防救急デジタル無線設備			
伊勢原市	消防指令システム	648,000	1,324,000	297,000
	消防救急デジタル無線設備			
①合計		1,621,000		

約 18.3%の節減効果

7 共同消防指令センターの配置人員について

協議会方式による消防指令業務の共同運用を行うと、両市の通信指令員を共同消防指令センターへ派遣することになります。

消防指令センターを1か所に統合することで、指令員を効率的に配置し、消防指令業務を兼任していた現場要員を専従化させ、消防力の強化を図ります。

現 状		③ 現状配置 (①+②)	④ 共同後配置	⑤ 差引 (③ - ④)
① 秦野市	② 伊勢原市			
15人	10人	25人	22人	▲3人

8 消防指令業務の共同化スケジュールについて

令和2年度（2020年度）に両市による協議会を設立。令和3年度（2021年度）から共同消防指令センターの整備を開始し、令和7年度（2025年度）の運用開始を計画しています。

年度 項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
協議会	協議会設立					→
共同消防 指令センター		基本・実施 設計	施工	完成		共同運用 開 始
消防指令 システム 消防救急デジ タル無線設備			基本・実施 設計	施工	完成	

参 考 消防指令業務の共同運用 Q&A

Q1 協議会による共同運用とは？

A1 地方自治法第252条の2の2の規定に基づき、地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織です。

事務を共同処理するための組織のため、法人格や財産権を持たず、そこで勤務する職員も共同処理を行う自治体相互から派遣するものです。

イメージとしては、本来自治体が処理しなければならない固有事務を、参画する自治体間で互いに共同して処理するため、協議により規約に定めるなどして円滑に処理するためのルール作りを行い、その内容について市議会での議決を受け、また、神奈川県へ届け出るといったものです。

Q2 なぜ、消防指令業務を共同運用するの？

A2 秦野市・伊勢原市で行っている消防指令業務を集約することで、業務の効率化及び情報の一元化を図り、それぞれの区域における消防力を強化するためです。

Q3 秦野市・伊勢原市両市の消防体制に影響がでることはないのか？

A3 消防指令業務の共同運用は、消防業務のうち指令業務のみを共同運用するものです。

共同運用した場合でも、消防の管轄区域はそれぞれの市の区域となります。

また、救急車が市外医療機関に搬送し、帰署途上で災害現場に遭遇した場合など最先着できる隊に出動指令を行う「直近指令」が可能となることや、出動可能な隊がなくなった場合に市境に面した地域においては、他消防本部の隊に直接出動指令を行うことが可能となります。

市域を越えて出動する場合には、これまでと変わらず、神奈川県下の消防機関で取り決めた「神奈川県下消防相互応援協定」に基づき出動しますので、現在と大きな変化はありません。

Q4 119番通報を受信する管轄区域が広がるが、それぞれの市からの119番通報に対応できるのか？

A4 高機能な共同消防指令センターを整備しますので、固定電話、IP電話及び※携帯電話のいずれかの通報であっても、119番と同時に通報場所をほぼ特定することができます。

また、共同消防指令センターには、365日24時間、秦野市及び伊勢原市の消防職員が勤務しますので、それぞれの市からの119番通報に対して確実な対応ができます。

※ 携帯電話やスマートフォンからの通報については、端末の機能や通報場所の環境によって誤差が生じる場合があります。

Q5 個人情報の管理は大丈夫か？

A5 消防指令センターでは、個人情報や災害情報を取り扱うため、現在も十分な配慮を行っていますが、共同消防指令センターでは、秦野市及び伊勢原市それぞれの個人情報等が集約され取り扱うことになるので、さらに配慮が必要となります。

先行事例では、共同消防指令センターを電子ロック等で入退出管理を行い、協議会職員（共同消防指令センター職員）のみの入室に制限するなどの厳重な管理が行われており、秦野市及び伊勢原市による共同運用についても同様の計画をしています。

Q6 共同運用により、119番通報が掛かりにくくはならないのか？

A6 119番通報の回線数については、119番着信件数や119番を受信する指令台の台数及び指令員数等に基づいて設定しています。

共同運用後は、秦野市及び伊勢原市の合計着信件数を想定して回線数の設定を行う計画ですので、掛かりにくくなることはありません。

Q7 派遣される職員の給与等はどうなるのか？

A7 管理執行の協議会であるため、派遣職員の身分は派遣元自治体の身分と協議会の身分を持ち（併任）、給与等に関しては派遣元自治体の条例等によることとなります。